

令和5年度茨城県シルバー人材センター連合会事業計画

I 事業運営の基本方針

少子高齢化が進展し、本県においても65歳以上の高齢者数は年々増加を続け、令和5年1月では30.6% (851千人)^{*}となっている。このような中、高齢者が知識と経験を活かし就業を通じて地域社会に貢献し、生きがいと活躍の場を担うシルバー人材センターの役割は、より一層重要性を増していると言える。

しかしながら、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事態に見舞われ、雇用情勢をはじめ社会経済活動は大きなダメージを受け、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）においても会員数や契約額が減少するなどの大きな影響が出た。

さらに、令和5年10月からいわゆるインボイス制度が導入される予定であるが、センターの運営に大きな影響が生じないようにするため、入念なシミュレーションによる対応策を検討し、安定的なセンター運営に向けて取り組んでいく必要がある。

また、現下の重要課題である会員拡大については、全シ協が平成30年度にスタートした第2次会員100万人達成計画がコロナ禍の影響により、会員数が下げ止まらない状況にあることから、会員数を一日も早くコロナ禍前の水準に回復させることを喫緊のテーマとする。このため、連合会と各センターとが互いに協力し合って、特に、女性会員拡大に注力した広報、普及活動の実施や各センターに対する会員拡大・就業先開拓に向けた支援を行う。

さらには、安全就業の確保、適正就業ガイドラインに沿った業務運営の徹底及び適正な会計・経理処理に向けた取り組みなどについても、引き続き積極的に推進していくこととする。

特に、社会のデジタル化が大きく進む中で、シルバー事業においてもデジタル技術を取り入れることは、業務の効率化につながるとともに、会員とのコミュニケーションにも役立つと思われるため、デジタル活用に力を注いでいく必要がある。

当連合会の中期計画である「事業推進計画（令和3年度～令和7年度）」については、折返しとなる3年目を迎えることから、拠点センターの代表者等からなる総務委員会等を中心に議論を重ね、効果的な事業展開を進めていく。

以上を踏まえ、本県のシルバー人材センターが地域社会の期待に十分にこたえていけるよう、今年度の事業運営の基本方針においても、本計画に掲げた取り組みなどを、県内各センターと連合会がより一層の連携・協力を図りつつ、積極的に推進していくこととする。

※ 茨城県常住人口調査による。

II シルバー事業

1 事業推進計画の進捗管理

「茨城県シルバー人材センター連合事業推進計画（令和3年度～令和7年度）」を着実に実行していくため、総務委員会等を中心に進捗管理を行う。同委員会では、計画上の各種方針等の具体化や個別事業等の効果的な実施方法等について検討するとともに、広く拠点センターに対して事業実施を促していく。さらに、定期的に評価・検証を行い、計画の見直しを含めた検討を進める。

- (1) 総務委員会、業務推進委員会等の開催
- (2) 会員拡大に向けたPDCAサイクルによる目標会員数達成のための管理
- (3) 先進地事例の調査・研究
- (4) アンケートや各種調査等の企画立案
- (5) 好取組等のセンターへの情報提供 等

2 運営及び事業に関する支援・育成事業

シルバー人材センター（以下「センター」という。）における会員就業の場の確保を広域的に支援するとともに、国の施策や市町村の実状を踏まえ、各センターの適正な運営を支援していく。

(1) 高年齢者就業機会確保事業

高年齢者が健康で意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」の実現に向けて、多くの高年齢者に対して就業機会を確保・提供するセンターの機能強化と、これを支える運営基盤の確立を図るため、国の高年齢者就業機会確保事業費等補助金の各種手続きを行う。

(2) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

労働力不足が深刻化する中、人手不足分野や現役世代を支える分野での就業推進を図る事業を実施しているセンターに対して、交付される国の補助金に係る各種手続きを行う。

平成28年度から連合会も交付対象となっており、連合会においても引き続き同事業の活用を進める。

3 請負就業の活性化

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の促進

新総合事業は、平成29年度から市町村が中心となって訪問介護や通所介護を行うこととなったもので、これまで介護の資格が必要であった就業が、研修（講習）会を受講すれば就業が可能となり、センターは、サービス提供者として受託することができる事業である。

これまでセンターが得意としてきた福祉・家事サービス事業と同様の分

野であり、参入が期待できると考えている。

現在、13センターにおいて受託しているが、未実施のセンターへ事例紹介等を行うと共に、受託に向け必要な研修（講習）会を開催することで事業の促進を図る。

(2) 空き家管理対策事業

空き家の増加により、住民生活の安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観が阻害される等の課題解決を図るため、平成26年「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されている。

空き家問題を解消すると共に、剪定、草刈、修繕と複合的にシルバーの就業として成長が期待できる事業である。県内においては、20センターで実施（13センターにおいて市町村と協定を締結）しており、5センターが実施を予定している。しかし、あまり実績が上がっていないことから、今後は、実績を上げるための支援及び未締結センターに対し事業の啓発を行う。

(3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案への備え（新規）

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（いわゆるフリーランス：企業に雇用される以外の形で働く者、請負等のシルバー会員も位置づけられる）が2月24日に閣議決定され同日国会に提出されたことに関連し、現在、厚生労働省において検討されているシルバー人材センターにおける契約方法の見直しについて、センターと連携し適切に対応する。

4 労働者派遣事業・有料職業紹介事業

(1) 業務拡大への取組み

平成28年4月の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢法」という。）の改正により、県知事の指定する市町村、業種、職種に限り、労働者派遣事業と有料職業紹介事業においては、週40時間までの就業が可能となった。

これまでの業務拡大に係る県知事の指定状況は、

- ・令和元年8月1日：30市町村、28センター、38業種、19職種
- ・令和2年4月1日：15市町村、13センター、22業種、18職種
- ・令和3年9月10日：14市町村、13センター、21業種、16職種となっている。

今後も、現に就業中の会員、派遣先、新規業務開拓のため拡大について各センターからの要望を把握し、必要に応じて随時要望を行っていく。

(2) 労働者派遣事業

平成16年6月改正の高齢法に基づき、平成19年4月から労働者派遣事業を実施している。各派遣実施事務所との連携を一層強化し、就業機会の拡大と確保、とりわけ人手不足分野や現役世代を支える事業等への派遣拡大と、適正就業の徹底に努め、シルバー会員、発注者（派遣先）ともに満足度の高

いサービスを提供し、地域社会への一層の貢献を図る。

また、連合会は引き続き派遣業務全般の管理、法令改正への対応、行政への手続及び全県規模の企業等の複数の市町村に跨がる広域派遣先との連絡調整を行う。

さらに、派遣事業の規模拡大に伴い、派遣先と協力して安全対策に努めるとともに、労働災害発生時の迅速かつ的確な労災保険請求を行うため、社会保険労務士事務所の支援を得て、労災保険請求体制を確立したが、更なる運用強化に努める。

ア 放課後児童クラブにおける支援事業は、内閣府が所管する「規制改革推進会議」において共働きなどの留守家庭の小学生を対象とした放課後児童クラブ(施設)の整備が推進されている中、簡易な研修を受講することで補助員の資格が取れることから、特に子育ての経験を持つ女性会員の就業が期待できる事業である。現在、県内では1センターが委託事業として受託しており9センターが派遣事業として実施している。また、8センターが「依頼があれば」と消極的ではあるが受託したいとの意向を持っていることから、今後、派遣事業としても参加に向けて支援を行う。

イ 同一労働同一賃金が令和2年度より適用となり、全シ協の指導を受けて「派遣先均等・均衡方式」により取組み、派遣先から比較対象労働者の待遇情報シートの提供を受け、個別契約書へ反映した。今後も継続して対応していく。

(3) 有料職業紹介事業

有料職業紹介事務所を通じて、臨時的かつ短期的な就業並びにその他の軽易な業務にかかる就業を希望する県内の高齢者を対象に、有料の職業紹介による就業機会の提供を行うとともに、求人事業所や求職者の広域調整、県内全域の有料職業紹介事業にかかる統括管理を行う。

5 会員拡大事業

(1) 現状

ア 本県における会員数は、平成21年度をピークに減少している。

(令和5年3月31日現在)

(単位：人、%、件、千円)

会員数	左の内訳		就業率 (請負) (派遣)	就業延べ 人員	受注件数	契約金額
	男	女				
15,143	10,203	4,940	65.2 76.5	1,348,342	85,780	7,527,096

イ 会員数・粗入会率の目標と実績の経年変化（県シ連事業推進計画）

（単位：人、％）

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
目標	会員数	17,814	18,700	19,700	20,700	21,700	22,700	23,700
	粗入会率	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4
実績	会員数	17,821	17,770	17,489	17,051	16,764	16,583	15,917
	粗入会率	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6

ウ 会員数・粗入会率の目標（新.事業推進計画）

（令和5年3月31日現在）

（単位：人、％）

項目	R3	R4	R5	R6	R7	
目標	会員数	16,134	16,763	17,417	18,096	18,802
	粗入会率	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8
実績	会員数	15,585	15,143			
	粗入会率	1.5	1.5			

エ 全シ協第2次会員100万人達成計画（茨城県）

（単位：人）

年度	H30		R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標	17,697		18,366	19,062	20,149	16,852	16,658	
実績	16,764		16,583	15,917	15,585	15,143	-	-

※全シ協のR5年度目標数設定要領に基づきR元年度実績を基準とした目標数とした。

※R4は令和5年3月31日現在

(2) 広報活動

シルバー事業の普及啓発を目的に、各種情報媒体の制作・配布を県内全域で実施し、各センターと連携した活動を通してシルバー事業の効果的・効率的推進を図る。

また、国委託事業である「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用し、広報活動を行う。

ア 広報誌等を作成し、関係団体や公的機関等への配布及び掲示

- ・「県シ連だより」を12,000部作成し、令和6年1月に発行する。
- ・会員募集用ポスターを作成し、各センター、関係団体、公共施設等へ掲示するほか、10月のシルバー事業普及啓発促進月間に県内の主要駅構内、主要鉄道列車内及び路線バス内等に掲示する。

イ 新聞・情報誌等への広告掲載を通じて県民にシルバー事業を広報する。

- ・令和5年10月、中央紙に広告を掲載する。

- ・県広報誌「ひばり」に技能講習案内及び会員募集広告を掲載する。
 - ・令和6年3月、中央紙に広告を掲載する。
- ウ 啓発用パンフレット・グッズ等の作成・配布により、広く県民にシルバー事業の普及啓発を図る。
- ・会員募集パンフレット作成 10,000部（各センターへ配布）
 - ・普及啓発用ウェットティッシュ作成（シルバー事業普及啓発促進月間イベント配布用） 13,000個
- エ 各種メディア等での広範囲な広告を行う。
- ・茨城放送及び県内FM局でのスポットCM放送
- オ その他の媒体、機会を活用した広告を行う。
- ・私鉄路線でラッピング列車の運行
 - ・女性会員向けセミナー（説明会）の開催
- (3) ホームページの充実
- ア ホームページ内で、引き続き民間の動画共有サービスを活用してシルバー事業を広く県民等へ周知し、理解を深めてもらい、会員増加及び就業機会の拡大を図る。
- イ 会員専用ページを活用し、情報伝達の活性化を図る。
- (4) シルバー事業普及啓発月間（10月）の取組み
- ア シルバー事業普及啓発促進月間である10月を中心に、県内4ブロックから選定したセンターと協力してイベント来場者に啓発用グッズ等を配布するなど、シルバー事業のPRを行ってセンターへの入会促進等を図る。
- イ シルバー事業普及啓発促進月間における統一活動日に、県内全センターでショッピングセンターやイベント会場等集客が見込まれる場所において、チラシ・ウェットティッシュ等を配布し、シルバー事業のPR活動を行う。
- (5) 就業機会の拡大及びセンターへの支援・指導事業
- ア 高齢者活躍人材確保育成事業を活用して、連合会と協力して女性会員拡大を目指すセンターを県内4ブロックにおいて「モデルセンター」に指定し、周知広報活動を支援する。
- ・モデルセンター管内で女性向けに特化したセミナー、イベントを絡めた入会説明会を開催
 - ・高齢者雇用に興味のある企業等への説明会を各センターと共同で実施
 - ・会員向けセミナー、企業等向け説明会等で興味を持った入会希望者、企業等に対して、就業体験（派遣就業は除く）を実施
- イ 100万人会員達成計画に関して各センターに四半期ごとに会員目標数に対するPDCAを実施し連合会に報告してもらおう。連合会では、全センターの取り組み状況を取りまとめ、会員拡大の施策に反映するとともに、各センターに情報提供し好事例の横展開を促進していく。

(6) 女性会員の拡大推進

女性役員による会員拡大推進プロジェクトチーム（以下「PT」という）による、会員拡大に向けた方策等について検討する。

- ・各センター女性役職員等との意見交換（県内2ブロックに分けて開催）
- ・女性会員拡大推進大会（仮称）の開催（令和5年11月頃）

6 指導・相談事業

(1) 経理事務指導立会い

毎年13～14センターを対象とした茨城労働局による国庫補助金に係る経理事務指導に立会い、指導助言及び改善指導を行う。

(2) 公益法人認定法に基づく検査立会い

毎年13～14センターを対象とした茨城県労働政策課の立入検査に立会い、指導助言及び改善指導を行う。

(3) 全国シルバー人材センター事業協会の定期指導

全国シルバー人材センター事業協会の「シルバー人材センター指導マニュアル」に則り、茨城県労働政策課による各センターへの立入検査に併せて指導助言及び改善指導を実施し、結果を全国シルバー人材センター事業協会に報告する。

(4) 相談事業

センターからのシルバー人材センター運営等に係る各種相談に応じると共に、シルバー事業に係る新たな情報や動向等について、全シ協等へ問い合わせを行うなどして結果を各センターへ伝達する。

7 研修・講習事業

センターの役員及び事務局職員の資質の向上を図るため、計画的に研修を実施する。

(1) 役職員研修会

女性会員拡大推進大会（仮称）として開催（再掲）

(2) 補助金実績報告・申請手続き説明会

・令和5年4月14日 セキョウ・ウェルビーイング福祉会館

国等への報告をスムーズにするため、業務に不慣れな職員を対象に説明会を実施する。

(3) 新人事務局長研修会

・令和5年5月11日 セキョウ・ウェルビーイング福祉会館

新任のセンター事務局長を対象にシルバー事業の理念や組織運営に係る基礎知識の習得を目的に実施する。

(4) 会計実務担当職員研修会

公益法人会計やインボイス制度への会計対応等の研修会を実施。

(5) 派遣実務説明会

連合会と各事務所が派遣実務連携を円滑に行うため実施する。

(6) 派遣実務担当者研修会

派遣事業の適正な運用の徹底を図るため実施する。

(7) 全シ協主催の研修、会議等

全国シルバー人材センター事業協会が主催する各種研修、会議に連合会の役職員が参加するとともに、センター職員に積極的な参加を促す。

研修等名称		開催年月日	開催場所
研修	新任連合事務局長研修	令和5年7月6日(木)～7日(金)	全シ協会議室
	第1回新任事務局長研修	令和5年8月22日(火)～23日(水)	連合会館
	第2回新任事務局長研修	令和5年9月7日(木)～8日(金)	連合会館
	第1回新任理事長(会長)研修	令和5年10月20日(金)	連合会館
	第2回新任理事長(会長)研修	令和5年11月10日(金)	連合会館
	中堅職員研修	令和6年2月中旬	連合会館
会議	シルバー事業情報交換会議	令和5年12月	オンライン
	会員拡大・就業開拓担当者会議	令和5年8月	オンライン
	適正就業担当者会議	令和5年10月	オンライン
	安全就業指導員会議	令和6年1月16日(火)	連合会館、オンライン併用予定
派遣元責任者講習		令和5年7月25日(火)	連合会館
		令和5年8月18日(金)	連合会館
		令和6年2月9日(金)	連合会館
職業紹介責任者講習		令和6年1月12日(金)	連合会館

(7) 県内ブロック研修会

連合会では、県内4地区のブロックに対して、各ブロックが実施する啓発事業や研修事業等に対して助成を行っていく。

(8) 連合会が実施する講習

ア 派遣労働者が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能および知識を習得しキャリアアップできるよう、連合会主催および他団体の講習も活用し、法律に基づいた教育訓練を実施する。

また、連合会が制定した「シルバー派遣による運転業務に係る安全就業基準」で運転業務に就業する会員に必要とされる安全運転講習についても、運転業務従事者講習に含める形で継続して連合会で開催する。

なお、受講費用は連合会負担とし受講者は無料とする。また派遣就業中の

会員へは教育賃金を支給する。

イ 令和5年度実施予定講習

番号	講習名	実施回数	1講習当たり			受講者 総数
			日数	時間	定員	
1	運転業務従事者講習	4	1	4	12	48
2	接遇再入門	4	1	4	12	48
3	高齢者のパソコン入門	2	1	4	12	24
4	食品衛生責任者 *1		1	6.3		30
5	救急法基礎 *1		1	4		30
	計(5種)					180

*1 他団体の講習へ参加

(9) 高齢者活躍人材確保育成事業

ア 茨城労働局の委託事業として、現に会員でない高齢者（令和6年3月31日時点で60歳以上の方）、職種転換を希望する会員又は1年間就業していない会員に対して高齢者の関心の高い分野、入会、講習後速やかに就業機会を得られることが期待できる分野の技能講習を開催する。

イ 令和5年度実施予定講習

番号	講習名	実施回数	1講習当たり		受講者 総数
			日数	定員	
1	清掃スタッフ	4	2	10	40
2	施設管理スタッフ	4	3	10	40
3	刈払機作業スタッフ	4	2	15	60
4	植木剪定スタッフ	4	2	10	40
5	障子・襖貼り	1	2	10	10
	計(5種 17講習)	17	11	55	190

ウ 技能講習を周知するためパンフレット（受講申込書兼）の作成、ホームページ及び各市町村広報紙への掲載を実施する。

8 安全就業推進事業

会員の安全就業は、シルバー事業の拡充・発展を図るうえで極めて重要であり、組織を挙げて安全対策の徹底のなお一層の推進を図り、就業中の重篤事故、傷害事故及び損害賠償事故の撲滅に努める必要がある。

しかしながら、令和4年度には、剪定作業中に三脚から落下し頭部外傷・脊

椎骨折による死亡事故が発生してしまった。

一方、入院・通院傷害事故は、109件発生したが、前年比では6件減少し、損害賠償事故は119件発生し、前年同期比で1件減少している。損害賠償事額は13,985,989円と前年比で25,365円増加しているが、発生件数、賠償額とも少ないと言えるものではなく、引き続き事故の未然防止のため事故等の要因分析と安全就業意識の啓発に努める。

(1) 安全就業対策推進委員会の運営

重篤事故発生時の原因究明と事故防止に向けた対策の検討、事故予防のために効果的な事業、その内容の検討を行い事故発生の軽減に努める。

また、特に今年度は、薬剤散布作業については「危険・有害な作業、会員である高齢者にふさわしくないと判断される作業また、重大な事故に結びつくおそれのある作業」と認識しており、原則、薬剤散布作業は推奨しておりませんでした。複数のセンターでは、危険な作業と認識はしながらも作業を行っており、なんとか継続できないか、との希望がある。

については、「農薬散布作業に係る安全就業基準」の策定、「農薬適正使用アドバイザー研修」の受講及び「同認定試験」の受験の推奨、「受注の判断は必ずセンターが行う」とするよう、委員会で協議した結果を各センターに周知し、安全就業の徹底を図る。

さらに、自転車使用中の事故において、交通事故を筆頭に重篤事故に繋がる事例で、頭部損傷によるものが多いことから、令和5年4月1日に道路交通法が改正され、自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されることから、自転車で作業現場に向かう、チラシ配布等の就業をされている会員の安全を確保するため積極的に周知、推奨することとする。

(2) 安全就業推進大会

シルバー会員の安全就業についての意識の高揚を図るため大会を開催し、傷害事故発生の抑制に成果のあったセンターの表彰を行い、その取組について事例発表していただき、安全就業への取り組みの促進と就業中及び就業途上における事故発生の未然防止に資する。

- ・開催日時 令和5年7月6日(木)
- ・開催場所 セキョウ・ウェルビーイング福祉会館「コミュニティホール」

(3) 安全パトロールの実施及び情報の共有化

連合会及び各センターの安全委員が中心となり、「年度別実施計画」に基づき、県内8箇所の就業現場のパトロールを行う。パトロールの実施で得た、良い事例、改善が必要な事例等を連合会ホームページ上で紹介し、全センターでの情報共有を図り、重篤事故等の撲滅を目指す。

(4) 安全就業対策講習会

安全意識を高め安全就業の強化徹底を図るための講習会を実施する。

- ・日時 令和5年11月(予定)
 - ・場所 セシヨウ・ウェルビーイング福祉会館「コミュニティホール」(予定)
- (5) 安全就業スローガンの表彰
- 安全就業に係る意識の啓発に活用するための安全スローガンを全センター会員及び、役職員に募集し応募作品の中から優秀作品等3点を選考し安全就業推進大会で表彰すると共に、全シ協表彰候補として推薦する。
- (6) 安全就業啓発用ポスターの制作・配布
- 安全就業の啓発、特に事故の多い就業について事故防止の徹底を周知するためのポスターを制作し各センターへ配布する。

9 適正就業推進事業

国において、平成28年度に派遣就業時間を拡大する特例措置や適正就業ガイドラインの策定等が行われ連合会及び各センターでは、役職員や会員及び就業先を対象にその周知徹底に努めている。引き続き今年度も公益法人として法令遵守の立場から不適正な就業の根絶に向けて具体的な指導啓発に努める。

(1) 業務推進委員会の運営

適正就業ガイドラインに沿った就業に繋げるため、請負・派遣就業等に係るセンターでの課題・懸案事項を的確に把握し検討を行い、対応策等を各センターに周知する。

(2) 個別点検作業の実施

適正就業については、総論での周知徹底や適正化推進活動として、引き続き、個別契約を調査し疑義ある取引の是正促進を図る。

具体的には、各拠点センターから提出される是正計画に基づき、是正に向けて個別契約単位での改善を支援する。併せて、課題の多いセンターを対象に計画的に現地での点検・助言を行う。

10 調査研究事業

センターの一層の発展に向けて、高齢者の就業ニーズや社会の変化に適合した先進的な事業の推進を図るため、各種情報を収集・提供するとともに、シルバー事業の実績を整理・分析して就業機会の増や就業の質の向上等を図る。

(1) シルバー人材センター事業運営状況調査

毎月各センターの運営実績をとりまとめ、整理・分析して各センターにフィードバックし、事業進捗の検証に資する。

(2) シルバー人材センター事業概要編纂作成、配布

前年度の事業実績を編纂したものを分析・検証して、事後のセンター活動の充実に資する。

- ・900部作成 令和5年9月中旬 各センターへ配布予定

(3) 会員名簿の作成、配布

- ・1,000部作成 令和5年7月頃 各センターへ配布予定

(4) 各種調査（国、全シ協、労働局、県等）への協力

国、全シ協、茨城労働局、県労働政策課等からの調査を各センターへ依頼し、取りまとめ等を行う。

11 シルバー事業のデジタル化推進への取り組み（新規）

社会のデジタル化が大きく進む中で、シルバー事業においてもデジタル技術を取り入れることは、業務の効率化を図る観点から必要不可欠であり、全シ協と連携し、システム環境の整備や拠点センターの各種システムの活用等を支援する。

Ⅲ 法人管理事業

1 公益法人制度への対応

公益法人としての目的、果たすべき役割、関係法令等を踏まえ、適正な公益事業運営を推進するとともに各センターの事業運営を支援する。

特に、適格請求書等保存方式（インボイス制度）等の導入が令和5年10月に実施されることから、各拠点センターが適切に対応できるように支援を行っていく。

2 諸会議等の開催

連合会及びセンターの運営及び事業の推進に当たって次の会議を開催する。

(1) 総会・理事会

ア 定時総会 令和5年 6月15日（木） セキショウ・ウェルビーイング福祉会館

イ 理事会

- ・第1回 令和5年 5月23日（火） セキショウ・ウェルビーイング福祉会館

- ・第2回 令和5年 8月22日（火） 同 上

- ・第3回 令和5年 12月14日（木） 同 上

- ・第4回 令和6年 3月21日（木） 同 上

(2) 専門部会

ア 総務部会（必要に応じて）

- ・総務委員会を開催し会員拡大など懸案事項等について検討する。

イ 業務部会（必要に応じて）

- ・安全就業対策推進委員会での協議事項の検討、決定

- ・業務推進委員会での協議事項の検討、決定

(3) 理事長会議 令和5年12月1日（金） ホテルレイクビュー水戸

センター運営に係る諸課題について研修や情報交換を行う。

(4) 事務局長会議

シルバー人材センターの円滑な運営を図るため、制度改正や懸案事項等の対応、各種施策・事業への協力依頼など時節に応じた話題を提供する。

- ・第1回 令和5年7月20日(木) セキョウ・ウェルビーイング福祉会館
- ・第2回 令和6年2月1日(木) 同上

(5) NR Iの新連合システムの活用

NR I新連合システムを活用し、連合会と拠点シルバー人材センターの情報連携を実現し、統計・補助金などの事務処理の標準化と、スケジュール共有、文書管理により、事務処理の効率化を促進する。

(6) 関東ブロックシルバー人材センター連絡協議会主催会議等への出席

- ・理事会(1回) 令和5年5月12日(金) 群馬県社会福祉総合センター
- ・会長会議(1回) (11~12月、埼玉県内)
- ・第1回事務局長会議 (11~12月、埼玉県内)
- ・役職員研修会(1回) (1~2月、埼玉県内)
- ・第2回事務局長会議 (3月、埼玉県内)

(7) 関係機関等との連絡会議

国、県と引き続き密接な連携を図り、情報の収集・交換に努めるとともに、指導・助言を求めるなど、シルバー事業の円滑化と拡大に資する。

ア 全シ協関係

①定時総会 令和5年6月22日(木) 日本教育会館一ツ橋ホール

②都道府県SC連合事務局長会議

- ・第1回 令和5年5月26日(金) オンライン
- ・第2回 令和5年10月5日(木) 未定
- ・第3回 令和6年1月25日(木) 未定

③都道府県SC連合会長会議 令和5年10月または11月(場所等未定)

イ 高齢者活躍人材確保育成事業に係る連絡会議

- ・開催目的 地域におけるセンターの更なる活用促進を目指すため
- ・開催日程等 令和5年6月頃(場所は未定)
- ・メンバー
 - ・労使団体(茨城県連合会・茨城県経営者協会)
 - ・茨城県(労働政策課長)
 - ・茨城労働局(職業対策課長)
 - ・シルバー人材センター連合会(事務局長)
- ・事務局 シルバー人材センター連合会